

国立大学法人東京農工大学大学評価実施規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるものをいう。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 「第三者評価」とは、第三者機関(国立大学法人評価委員会、<u>大学評価・学位授与機構</u>及びその他の認証評価機関等)が、専門的・客観的な立場から、本学の教育研究活動等について行う評価をいう。</p> <p>(4) (略)</p>	<p>本則</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるものをいう。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 「第三者評価」とは、第三者機関(国立大学法人評価委員会、<u>大学改革支援・学位授与機構</u>及びその他の認証評価機関等)が、専門的・客観的な立場から、本学の教育研究活動等について行う評価をいう。</p> <p>(4) (略)</p>	

附 則(平成28年10月14日規程第33号)

この規程は、平成28年10月14日から施行し、平成28年4月1日から適用する。